

# 三朝町 持続的な賃上げに伴う事業者支援交付金

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、エネルギー・食料品価格の高騰など厳しい経営環境が続く中で、一定水準以上の賃金引き上げを行う町内事業者を支援します。

## ■交付対象者

賃金引き上げを実施した町内事業者（従業員のいる個人事業主含む）

\* 賃上げ後の従業員一人あたりの平均給与支給月額が、賃上げ前の月額を2%以上上回ること。

## ■本交付金の額

事業所における 従業員等の数	本交付金の額	
	① 平均給与支給月額の上昇率が2パーセント以上3パーセント未満	② 平均給与支給月額の上昇率が3パーセント以上
1人	30,000円	60,000円
2人から4人まで	50,000円	100,000円
5人から10人まで	100,000円	200,000円
11人から20人まで	200,000円	300,000円
21人から30人まで	300,000円	400,000円
31人から50人まで	400,000円	500,000円
51人以上	500,000円	600,000円

■申請期限 令和9年2月1日（月）

■申請方法 町ホームページから様式をダウンロード、または商工会窓口にある申請用紙で申請してください。

■問い合わせ先 三朝町観光交流課 電話 0858-43-3514 FAX 0858-43-0647  
E-mail [kankou@town.misasa.tottori.jp](mailto:kankou@town.misasa.tottori.jp)

三朝町商工会 電話 0858-43-3131 FAX 0858-43-2929